

学校法人札幌国際大学役員の退職慰労金に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、「学校法人札幌国際大学役員等の待遇に関する規則」の規定に基づき、役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の退職慰労金について必要な事項を定めることを目的とする。

(退職慰労金の受給者)

第2条 この内規による退職慰労金は、役員が退職した場合にその者（死亡の場合は、その遺族）に支給する。役員が死亡した場合に、退職慰労金が支給される遺族の順位については、「学校法人札幌国際大学教職員退職手当規程」第9条を準用し、「教職員」は「役員」と、「退職手当」は「退職慰労金」と読み替えるものとする。

(退職慰労金の算定基準)

第3条 退職慰労金の算定基準は次表の通りとする。なお、算定基準にかかわらず、支払い時点で法人の財務内容や役員の功績又は職務規律違反等勘案すべき事情があるときは、理事会は、それらの事情を考慮して退職慰労金の増額、減額又は不支給を定めることができる。

役職位名	在任1期（2年）当たりの金額		備考
	常勤	非常勤	
理事長	3,600千円	900千円	理事長代行期間を含む。
常務理事	1,500千円		
理事（学長）	1,500千円		
理事（学内）	400千円		寄附行為第13条による理事長職務代理者の場合
	300千円		上記以外の理事（学内）の場合
理事（学外）		100千円	
監事		100千円	

- 2 任期の途中から就任した者及び任期の途中で退任した者について、在任期間に1年未満の端数が生じた場合、その端数が6カ月以上のときは、切り上げて1年とする。
また、役員が月の途中で就任又は退任したときは、当該月は1か月として算定する。
- 3 前項の場合、切り上げた1年分の退職慰労金は、第1項に定める在任1期（2年）当たりの金額の2分の1の額とする。

(支給方法)

第4条 退職慰労金の支給日は、役員退任後1ヶ月以内とする。
退職慰労金は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(内規の改廃)

第5条 この内規の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この内規は、平成15年4月1日から施行する。
この内規は、平成16年3月1日から施行する。
この内規は、平成20年4月1日から施行する。
この内規は、平成30年4月1日から施行する。
この内規は、令和2年4月1日から施行する。
この内規は、令和2年8月1日から施行する。
この内規は、令和4年10月1日から施行する。
この内規は、令和6年4月1日から施行する。
令和6年4月1日から令和7年度の最初の定時評議員会開催日の前日までに在任する役員の退職慰労金に関する在任期間の算定は、次の各号の通りとする。
(1) 令和6年4月1日に就任し、令和7年度の最初の定時評議員会最終時に退任した者については、在任期間を1年とみなす。
(2) 前号以外の者については、在任期間が6か月以上の場合は1年とみなし、在任期間が6か月未満の場合は切り捨てて算定する。
(3) 月の途中で就任又は退任したときは、当該月は1か月として算定する。
前各号に基づき、在任期間が1年と算定された者の退職慰労金は、第3条第1項に定める在任1期（2年）当たりの金額の2分の1の額とする。